

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] 街なか居住の推進の必要性

#### (1) 現状分析

本市の中心市街地の人口は年々減少してきており、平成9年と平成19年の比較では、人口は15.8%の減少となっていた

しかし、平成15年と平成25年を比較すると、その割合は6.5%の減少となっており、減少率は低くなっている。

このことは、本市全体の人口が減少傾向にある中で、前計画においてマンション建設、公務員宿舎整備等などの事業を実施した地区などでの人口増が要因として挙げられる。

しかしながら、依然として中心市街地の人口は減少しており、中心市街地の活性化のためには、人口を増加させる取り組みが必要となっている。

また、高齢化率が年々高まる中、今後、本市においても高齢者の居住に対する需要も高くなることが予想される。自動車利用に依存せず、安全・安心に歩いて暮らせる生活環境下における住宅の整備が必要となっている。

#### (2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地へ居住機能を集積させ、居住人口の増加を図るためには、日常的に買い物等をする人々の利便性向上により、商業・サービス業をはじめとする都市機能の維持・向上が必要である。

また、これからの高齢化社会に対応するためには、自動車利用に依存せず、歩いて暮らせ、快適で利便性の高いコンパクトなまちづくりを一層推進していくことが重要である。

さらに、人口を増加させるには、高齢者のみならず、若者、子育て世代にも住みよい良質な居住環境が求められている。

そのため、本計画では、甲府中央一丁目地区優良建築物等整備事業により、空きビルとなっている甲府銀座ビルの再生を支援し、良質な居住施設の提供による「多世代が安心して暮らせる生活基盤」の形成を推進するとともに、中心市街地定住促進住宅取得・改修支援事業、まちなか不動産バンク事業により、中心市街地での居住を支援、促進する。

#### (3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて改善措置を講じる。また、基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、数値目標の達成状況等を分析し、目標達成に向けた効果的な事業実施を図るものとする。